

(仮称) 横浜国際園芸博覧会 配慮市長意見 (案)

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。また、工事期間の重複について、4事業の事業スケジュールの詳細を分かりやすく方法書に記載してください。
- ・今後、(仮称) 博覧会協会への承継が予定されていることから、承継するにあたっては、配慮の内容等を確実に引き継いでください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容 (概要)	配慮市長意見 (案)
<p>(1) 【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、脱炭素化の実現に向けて、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出抑制を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p>【計画区域の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧上瀬谷通信施設地区南側を中心とし、「市民の森から続く多摩三浦丘陵」や「谷と丘が緩やかに連続するパノラマ」、「相沢川沿いの谷戸地形」などの自然環境ポテンシャルを生かす。 <p>【施設配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業と連携し、既存の地形や水系、植生、会場周辺の景観や土地利用（瀬谷市民の森、農地等）を活かしつつ、本博覧会として必要となる催事、展示等の主要施設の配置を検討する。 <p>【温室効果ガスの抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型機器の導入、再生可能エネルギー設備等の導入について、計画段階から検討する。 <p>【上位・関連計画に基づく環境配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ①『横浜市中期4か年計画 2018～2021 (平成30年11月)』 ②『横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月)』 ③『横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン (平成29年3月)』 ④『横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン (平成30年11月)』 ⑤『横浜市環境管理計画 (平成30年11月)』 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物への影響を少なくするため、会場内の施設配置については、人と自然との距離を確保するように検討してください。
<p>(2) 【環境資源等の現況把握】</p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p>【現況把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階配慮書の作成を通じて計画区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めた。 ・市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点等の現在の自然環境があることから、これらの自然特性を極力活かせるよう、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する。 	なし
<p>(3) 【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p>【工法・工程】 【市民への情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。 	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<p>(4)【環境形成に関する法令等の遵守】 環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<p>【土壌汚染対策】 ・(仮称)旧上瀬瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定である。</p> <p>【法令等の遵守】 ・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。</p>	なし
<p>(5)【グリーンインフラの保全と活用、健全な水循環の創出】 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用を図るとともに、雨水の有効利用などによる健全な水循環の創出に努める。</p>	○	<p>【グリーンインフラの活用】 ・グリーンインフラを実装することにより、計画区域全域において、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する他、概念の普及や関連技術の発展に努める。</p> <p>【雨水の有効利用】 ・打ち水、植物への灌水、トイレ洗浄水としての活用などを行い、健全な水循環の創出に努める。</p>	なし
<p>(6)【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。</p>	○	<p>【生物多様性の保全】 ・植物展示に際しては、種子等の拡散を抑制するとともに、海外から導入する植物は適正な植物検疫を経た個体に限定することで、想定外の移入を防止するなど、生物多様性の保全に努める。</p> <p>【生物の生息生育環境の確保】 ・植物展示を除く会場全般の緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用により、生物の生息生育環境の確保に努める。</p> <p>【緑化】 ・本博覧会開催後に残る施設や植生においては、(仮称)旧上瀬瀬谷通信施設公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場や庭園、和泉川源流の水辺環境等、多様な環境の創出に努める。</p>	<p>・海外から導入する植物については、拡散すると既存の生態系への大きな影響が危惧されることから、植物展示に際しての慎重な取扱いを十分に検討してください。</p>
<p>(7)【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。さらに、これらによる地域単位での最適なエネルギー需給システムの導入に努める。</p>	○	<p>【エネルギー使用の合理化】 ・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。 ・エネルギーマネジメントシステムを用いた最適な運用に努め、会場全体としてエネルギー消費量の最小化を図る。</p> <p>【再生可能エネルギー等の活用】 ・植物や食糧残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討する。 ・再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等による「創エネ」も検討する。</p>	なし
<p>(8)【低炭素電気の選択、グリーン購入】 使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p>	○	<p>【グリーン購入】 ・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。</p> <p>【再生可能エネルギー等の活用】 ・再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等による「創エネ」も検討する。</p>	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(9)【運輸部門における二酸化炭素の排出抑制】 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進などにより、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める。	○	【公共交通等の利用促進】 ・近隣駅等からのシャトルバス輸送によるアクセス性の向上等、公共交通機関の利用を促進した輸送計画を検討する。 【次世代自動車の導入】 ・会場に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、ゼロカーボンに向けた取組の導入を検討する。	なし
(10)【ライフサイクルを通じた温室効果ガスの抑制】 建設、運用、更新、解体処分など、ライフサイクルを通して、また工作物の長寿命化により、排出される温室効果ガスの抑制に努める。	○	【温室効果ガスの抑制】 ・仮設施設においては、工事期間の短縮や資材の再利用等を通じて温室効果ガス排出抑制に努める。 ・省エネルギー型機器を導入し、本博覧会期間中の温室効果ガス排出量の抑制に努める。 ・会場の建設や本博覧会終了後の施設解体においては、低燃費型の建設機械の採用に努める。	なし
(11)【ヒートアイランド現象の抑制】 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	【ヒートアイランド現象の抑制】 ・駐車場や管理用通路及び園路等は、透水性舗装、保水性舗装や遮熱性舗装の導入等によりヒートアイランド現象の抑制に配慮する。 ・建物等については、断熱素材の利用、壁面や屋上の緑化等のヒートアイランド現象の抑制策を検討する。	なし
(12)【周辺建物との連続性、後背地との調和】 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	【後背地との調和】 ・相沢川や和泉川源流から連続する平坦で広大な草地等、上瀬谷ならではの景観構成要素を活かした会場整備を検討する。 ・建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、花・みどりや農の営みを生き生きと美しく見せる観点及び風景との調和を重視して検討する。	なし
(13)【地下空間における浸水対策、避難設備の採用】 大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	【地下空間における浸水対策、避難設備の採用】 ・本博覧会では地下空間を設けることを想定していないため、非選定とする。	なし
(14)【交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮】 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	【駐車場整備・配置】【歩行者の安全】 ・多方面からの交通を分散させるよう、駐車場の適切な配置や整備に努めるとともに、歩行者の安全等も確保する。 【充電器等のインフラ整備】 ・環境配慮型の車両（EV、FCV）のための充電ステーション等の設置を検討する。 【交通集中の回避】 ・会場から10km圏内に会場外駐車場を設置し、シャトルバスで会場に行く「パーク＆ライド」システムの導入により、周辺道路への交通集中の回避に努める。	・非常に多くの来場者が想定されることから、交通分担率や駐車場の収容台数など、交通計画の詳細を方法書以降の図書に記載してください。 ・交通集中の回避に寄与する「パーク＆ライド」システムを積極的に活用するとともに、シャトルバスの運行計画などを踏まえ、適切な環境影響評価を行ってください。
(15)【風害、光害、日照障害等への配慮】 風害、光害、日照障害等の影響を少なくする。	○	【光害対策】 ・「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画を検討する。 【風害、日照障害への配慮】 ・現段階では風害や日照障害を起こす施設は想定していない。	なし
(16)【施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避】 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	【施設の移転、文化財の消滅・移転の回避】 ・史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はない。 【コミュニティの形成】 ・市民、民間企業、大学等の教育機関、行政など多様な主体が連携し、グリーンインフラの維持管理やレクリエーション等を通じて各自が積極的に関わるグリーンコミュニティの形成を目指す。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
(17) 【周辺地域の地下水涵養機能への配慮】 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	【地下水の涵養】 ・会場整備に際しては、雨水浸透施設の設置などグリーンインフラの整備を通じて地下水涵養機能の保全を図る。 ・駐車場や管理用通路及び園路等は透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した会場整備に努める。	なし
(18) 【廃棄物の3R】 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	【廃棄物の3R】 ・会場整備に当たって、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮設施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理する。 ・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。 ・建設発生土は、場内再利用に努める。 ・植物や食糧残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討する。 ・来場者に対して、開催期間中における廃棄物等の発生抑制を促すような取組を検討する。	なし

環境情報提供書の概要【総数1通】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策が周知・勘案されていないため、検討すべきである。 ・ 花博の実施自体がグリーンインフラの破壊行為であるため、反対である。 ・ 花博の実施、新都市交通の敷設、海軍道路の桜並木の伐採は、緑あふれる風景や街の個性を破壊することであるため、反対である。 ・ 海軍道路の桜並木、上瀬谷通信施設跡地の豊かな緑の風景は、横浜市民に親しまれた文化財であるため、海軍道路の桜並木の伐採及び花博の誘致に反対である。
-------------------------	--